

議案第296号

大阪市音楽団条例を廃止する条例案

大阪市音楽団条例（昭和25年大阪市条例第33号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市音楽団の使用料及び実費については、なお従前の例による。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

音楽団を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市音楽団条例

(設 置)

第1条 本市に音楽団を設置する。

(目 的)

第1条の2 音楽団は、音楽を通じて市民の情操をゆたかにするとともに、音楽の研究を行うことを目的とする。

(事 業)

第2条 音楽団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公開演奏
- (2) 作曲及び編曲
- (3) 音楽についての講演、講習及び指導
- (4) 市の儀式における演奏
- (5) 依頼演奏
- (6) その他教育委員会が必要と認める事業

(依頼演奏)

第3条 演奏を依頼しようとする者は、教育委員会の定めるところにより、その承認を受けなければならない。

(依頼演奏の制限及び取消)

第4条 公益に反する場合又はその他の事由により、教育委員会が必要と認めるときは、演奏の依頼に応ぜず又はその承認を取り消すことがある。

(依頼演奏の使用料及び使用時間)

第5条 演奏の依頼者に対しては、1回につき63,000円以内で、教育委員会の定める使用料を徴収する。

2 1回の依頼演奏は、1時間以内とし、1時間を超えるときは、1時間又はその端数を加えるごとに、第1項に定める使用料の半額を加徴する。

(有料音楽会等の使用料)

第6条 有料音楽会、ラジオ放送、蓄音機の吹込、その他特殊の依頼演奏の使用料は、その都度教育委員会が定める。

(実費の負担)

第7条 楽手の旅費及び宿泊料、楽器の運搬料その他依頼演奏に必要な実費は、依頼者の負担と

する。

(作曲等の使用料及び実費)

第8条 他の依頼により作曲、編曲、講演、講習及び指導を行つたときは、実費及び教育委員会の定める使用料を徴収することがある。

2 前項の依頼については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(使用料及び実費の前納)

第9条 使用料及び実費は前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 公益その他の事由により、教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減免することがある。

(使用料の追徴)

第11条 虚偽の申請その他不正な手段により使用料の減免を受けたことを発見したときは、その料金を追徴する。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(賠償責任)

第13条 音楽団の使用により、又はこの条例に基づく処分により生じた損害については、本市は特別の事由がある場合を除くほか、その責めを負わない。

(職員)

第14条 音楽団に、団長その他必要な職員を置く。

(施行の細目)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。